又はアイルランドを拘束しないこと（連合が、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国又はアイルランドと同時に、それぞれとのその時点における関係について、欧州連合に関する条約及び欧州連合の運営に関する条約に附属する自由、安全及び司法の分野に関する連合王国及びアイルランドの地位に関する議定書（第二十一議定書）に従ってグレートブリテン及び北アイルランド連合王国又はアイルランドが連合の一部として当該個別の協定に拘束されることとなる旨を日本国に通告する場合を除く。）に留意し、この協定を実施するために同編の規定に従ってとることとなる連合の域内の措置がグレートブリテン及び北アイルランド連合王国又はアイルランドを拘束しないこと（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国又はアイルランドが、同議定書に従って、当該措置に参加し、又は当該措置を受け入れる旨の希望を通告した場合を除く。）に留意し、また、このような将来締結する個別の協定又は連合の域内の措置が欧州連合に関する条約及び欧州連合の運営に関する条約に附属するデンマークの地位に関する議定書（第二十二議定書）の適用を受けることとなることに留意して、次のとおり協定した。

第一条　目的及び一般原則

1　この協定は、両締約者が次のことを行うことを目的とする。

(a)　共通の関心事項（地域の課題及び地球的規模の課題等）に関する政治的な協力及び分野別の協力並びに共同行動を促進することにより、両締約者間の全般的なパートナーシップを強化すること。

(b)　両締約者間の協力並びに国際機関及び地域機関並びに国際的な場及び地域的な場における協力を促進するための長期的な法的基礎を提供すること。

(c)　正義の原則及び国際法の原則に従って紛争を平和的に解決することを促進することにより、国際の平和及び安定に共同で貢献すること。

(d)　共通の価値及び原則（特に、民主主義、法の支配、人権及び基本的自由）の促進に共同で貢献すること。

2　両締約者は、1に定める目的を達成するため、相互尊重、平等なパートナーシップ及び国際法の尊重の原則に基づいてこの協定を実施する。

3　両締約者は、政治問題、外交及び安全保障に関する政策その他分野別の協力の分野における相互の関心事項について、対話及び協力により、両締約者間のパートナーシップを強化する。このため、両締約者は、あらゆるレベル（指導者、閣僚、上級職員等）で会合を開催し、並びに両締約者の人々の間の一層広範な交流及び議会の間の交流を促進する。

第二条　民主主義、法の支配、人権及び基本的自由

1　両締約者は、両締約者の内外の政策を支える民主主義、法の支配、人権及び基本的自由という共通の価値及び原則を引き続き擁護する。この点に関し、両締約者は、世界人権宣言及び関連する人権に関する国際条約であって両締約者が締結しているものを尊重することを再確認する。

2　両締約者は、国際的な場において1に規定する共通の価値及び原則を促進する。両締約者は、適当な場合には、これらの共通の価値及び原則の促進及び実現に当たり、第三国と共に又は第三国において行うことを含め、協力し、及び調整する。

第三条　平和及び安全の促進

1　両締約者は、国際及び地域の平和及び安全を促進するために協力する。

2　両締約者は、紛争（それぞれの地域におけるもの等）の平和的解決を共同で促進するものとし、国際社会に対し、国際法に従いあらゆる紛争を平和的手段によって解決するよう奨励する。

第四条　危機管理

両締約者は、危機管理及び平和構築の分野における共通の関心事項に関し、共通の立場を促進すること、国際機関及び国際的な場における決議及び決定について協力すること、紛争から脱しつつある国が持続可能な平和を実現するために行っている努力を支援すること、危機管理業務その他関連する計画及び事業について協力すること等により、意見の交換を促進し、及び共同で行動するよう努める。

第五条　大量破壊兵器

1　両締約者は、大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散を防止するため、国際法に基づく義務（両締約者に適用可能な関連する国際協定及び他の国際的な義務を含む。）の完全な遵守及び実施により、不拡散及び軍備縮小に関する制度の強化に当たって協力する。

2　両締約者は、核軍備の縮小を追求するための不可欠な基礎であり、世界的な核不拡散に関する制度の基礎であり、及び原子力の平和的利用を促進するための基礎である千九百六十八年七月一日にロンドン市、モスクワ市及びワシントン市で作成された核兵器の不拡散に関する条約（以下「核不拡散条約」という。）を普及させる。また、両締約者は、不拡散及び軍備縮小に関する制度に対するあらゆる課題に対処することの重要性並びに核不拡散条約を擁護し、及び強化することの必要性を強調しつつ、全ての者にとってより安全な世界を追求することを目的とする世界的な努力に引き続き積極的に貢献するよう取り組むものとし、また、核不拡散条約の目標に従い、国際の安定を促進するような方法で、及び全ての者にとって安全保障が損なわれないという原則に基づき、核兵器のない世界のための条件を引き続き作り出していくよう取り組む。

3　両締約者は、特に、汎用品及び大量破壊兵器関連の物品並びにこれらに係る技術についての効果的な輸出管理制度（最終用途管理、輸出管理に関する違反に対する効果的な制裁等）を発展させ、及び維持することにより、大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散に引き続き対処する。

4　両締約者は、この条に定める両締約者の取組を強固にするため、この分野における対話を維持し、及び促進する。

第六条　小型武器及び軽兵器を含む通常兵器

1　両締約者は、通常兵器並びに汎用品及びこれに係る技術の移転の管理の分野において、世界的な、地域的な、小地域的な及び域内のそれぞれの段階で、これらの流用を防止し、平和、安全及び安定に貢献し、並びに人類の苦しみを軽減するため、当該それぞれの段階で協力し、及び調整する。両締約者は、責任ある方法で、特に相互の安全保障上の関心（世界的な段階におけるもの並びに両締約者のそれぞれの地域及び他の地域に関係するもの）に十分な考慮を払いつつ、移転の管理に関する政策を発展させ、及び実施する。

2　両締約者は、関連する国際文書（例えば、二千十三年四月二日にニューヨークで作成された武器貿易条約、あらゆる側面において小型武器及び軽兵器の不正な取引を防止し、これと戦い、並びにこれを根絶するための国際連合行動計画及び国際連合の関連する決議）による枠組みについてのそれぞれの約束を再確認した上で、通常兵器（小型武器、軽兵器及び弾薬を含む。）の国際的な貿易を規制し、並びにその不正な取引及び流用を防止し、及び根絶するため、これらの文書の下で協力し、及び適当な場合には調整する。この2の規定による協力には、適当な場合には、第三国においてこれらの枠組みの普遍化を促進し、及びその完全な実施を支援することを含める。

3　両締約者は、この条の規定による両締約者の取組に伴って行われ、及び当該取組を強固にする対話を維持し、及び促進する。

第七条　国際的な関心事項である重大な犯罪及び国際刑事裁判所

1　両締約者は、国際刑事裁判所及び適当な場合には国際連合の関連する決議に従って設置される裁判所を通ずること等により、国際的な関心事項である重大な犯罪の捜査及び訴追を促進するために協力する。

2　両締約者は、千九百九十八年七月十七日にローマで作成された国際刑事裁判所に関するローマ規程（以下「規程」という。）の目的の促進に当たって協力する。このため、両締約者は、次のことを行う。

(a)　適当な場合には規程の締結及び実施のために必要な措置をとるに当たっての経験を共有すること等により、規程の普遍性を引き続き促進すること。

(b)　規程の核となる原則を保護することにより、規程の完全性を保障すること。

(c)　国際刑事裁判所の実効性を更に高めるために協力すること。